バイオエタノールの利用目標達成計画に添付する根拠資料について

(制定) 平成 30 年 4 月 17 日 資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成 21 年法律第 72 号)第 7 条第 1 項に基づき、特定エネルギー供給事業者が提出する「バイオエタノールの利用目標達成計画」(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成 22 年経済産業省令第 43 号)様式第五)に関し、別表の左欄に掲げる事項について、中欄の内容を確認するため、右欄の根拠資料を添付することをもって足りるものとする。

バイオエタノールの利用目標達成計画に添付する根拠資料

担地发动力	T = 12 12 2 2	
根拠資料を必要と	根拠資料により	根拠資料
する事項	確認する内容	
土地利用変化の	土地利用変化の	以下のいずれかの資料
有無	 状況	・認証書(注1)
		・土地開発許可証その他公的書類
		・衛星写真
		・契約書(注2)
		・宣誓書
		・第三者による当該根拠資料に関す
		る監査報告書
食料競合、生態系	食料競合、生態系	以下のいずれかの資料
及び環境への影響	及び環境への配慮	・認証書(注1)
の有無	等の状況	・契約書(注2)
		・宣誓書
		・第三者による当該根拠資料に関す
		る監査報告書
GHG 排出削減効果	GHG 排出削減効果	以下のいずれかの資料
	の算定根拠	・温室効果ガス評価算定ツールによ
		る算定結果及び算定に用いた数値
		の根拠資料(注3)
		・温室効果ガス評価算定ツールによ
		る算定を行わなかった場合におい
		ては、「平成30年度以降の5年間
		についての非化石エネルギー源の
		利用に関する石油精製業者の判断
		の基準(平成30年経済産業省告示
		第85号。以下「判断基準」という
		う。)別表1に基づき独自に算定し
		た際の算定結果及び算定に用いた
		数値の根拠資料(注3)
前年度の利用の実	 取引数量	出荷伝票
調子及の利力の夫 績量	成分	成分分析表
上記の各事項に横	マスバランスの	以下のいずれかの資料
断的にかかる事項	マスハランスの 適合状況	· 認証書(注 1)
関ロコール・ル・の事件	ᆝᄤᆸᄿᄽ	・契約書(注2)
		・ 天利者(注 4)

	・宣誓書
	・第三者による当該根拠資料に関す
	る監査報告書

- (注1)内容を適切に確認することができる第三者認証制度(ISCC等)が想定される。
- (注2) エタノール生産事業者又は ETBE 生産事業者と交わす契約書が想定される。
- (注3) 判断基準別表2においてLCAでのGHG排出量の既定値が定められているバイオエタノールを除く。